

## 福島町に定住する旨の誓約書

福島町ふるさと暮らし応援条例に基づく奨励金等の交付を申請するにあたり、下記の事項について誓約いたします。

### 記

- 1 奨励金等交付の後3年以上、福島町に生活の基盤を置きます。
- 2 奨励金等交付の後、交付の資格要件に変更が生じたときは、直ちに届出をします。
- 3 奨励金等を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保にいたしません。
- 4 次の場合においては、既に交付された奨励金等の全部又は一部について、返還命令に従い返還いたします。
  - (1) 申請書に虚偽の内容が認められた場合
  - (2) 故意に奨励措置の対象となる行為をしたと認められた場合
  - (3) 定住促進住宅等奨励金については、10年が経過しないうちに、自らが居住しなくなった場合あるいは他人に貸与又は譲渡した場合
  - (4) 不正な手段により奨励措置の適用を受けたと認められた場合

平成 年 月 日

福島町長 鳴海 清春 様

住 所 松前郡福島町字  
氏 名

印